

労働者派遣事業に基づく情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間:平成 30 年 7 月 1 日～令和 1 年 6 月 30 日

事業所:横浜ビジネスプロモーション株式会社 所在地:〒232-0071 横浜市中区常盤町 3-25 サンビル 6F

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数(令和 1 年 6 月 1 日付) 149

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(平成 30 年度) 52

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(平成 30 年度 1 日 8 時間あたりの額) 18,037 円

派遣労働者の賃金の額の平均額(平成 30 年度 1 日 8 時間あたりの額) 11,563 円

マージン率(平成 30 年度) 35.9% ※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、通勤手当、制服代、健康診断費用、教育訓練費用、求人広告費用、その他事業経費運営に必要な経費等も含まれます。

4.派遣労働者の待遇の決定に係わる労使協定を締結しているか否かの別

協定書の有効期間の終期:令和 4 年 3 月 31 日 協定労働者の範囲:全ての派遣労働者

5.教育訓練に関する事項

e ラーニングを中心に教育訓練を実施しています。その他、提携スクールにて受講できるプログラムを設けています。

○入職時研修

対象者:新規就労派遣労働者 実施主体:派遣元 方法:OFF-JT 賃金支給状況:有給 労働者の費用負担:無

○職能別研修

対象者:就労中派遣労働者 実施主体:派遣元 方法:OFF-JT 賃金支給状況:有給 労働者の費用負担:無

○断層別研修

対象者:就労中派遣労働者 実施主体:派遣元 方法:OFF-JT 賃金支給状況:有給 労働者の費用負担:無

6.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険、有給休暇制度、慶弔特別休暇制度、慶弔見舞金支給制度、産前産後・育児・介護休業制度、定期健康診断実施、勤続祝い金支給制度、年末調整、衛生管理者配備、産業医による健康相談・メンタルヘルス相談制度、キャリアコンサルタント資格者配備、横浜市勤労者福祉共済「ハマふれんど」無料加入、記念品進呈制度、ストレスチェック実施、無期雇用転換制度、安全衛生教育(雇入れ時)、個人情報保護研修(雇入れ時)

キャリアコンサルティング相談窓口 本社:045-662-3450

これからの仕事やライフプランについて、無料でご相談いただけます。



横浜ビジネスプロモーション株式会社
YOKOHAMA BUSINESS PROMOTION CO.,LTD.